

- 1 議案名 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
について
- 2 提案理由 本県公立高等学校の通学区域制の見直しにより、徳島県立城東高等学校の通学区域が改められることに伴い、高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の改正を行う必要がある。
- 3 関係法令 徳島県立学校設置条例
(昭和三十九年三月二十一日徳島県条例第五十五号)

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を 改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育創生課</p>
	<p>担当者名 湯 藤 浩 樹</p>
	<p>電話番号 三 一 五 三</p>
<p>提案理由 本県公立高等学校の通学区域制の見直しにより、徳島県立城東高等学校の通学区域が改められることに伴い、高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立城東高等学校の通学区域を全県の区域とすることとした。 二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 徳島県立学校設置条例（昭和二十九年徳島県条例第五十五号）</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩 一

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三の項高等学校の欄中 「 徳島県立城東高等学校
徳島県立城南高等学校 」 を 「 徳島県

立城南高等学校 」 に改める。

別表第二の表中 「 徳島県立城ノ内高等学校 」 を 「 徳島県立城東高等学
徳島県立城ノ内高等

学校
学校 」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和三年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学した者に係る通学区域については、なお従前の例による。

改正案			現行		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
学区	高等学校	区域	学区	高等学校	区域
第一	(略)	(略)	第一	(略)	(略)
第二	(略)	(略)	第二	(略)	(略)
第三	(削除) 徳島県立城南高等学校 徳島県立城北高等学校 徳島県立徳島北高等学校	徳島市	第三	徳島県立城東高等学校 徳島県立城南高等学校 徳島県立城北高等学校 徳島県立徳島北高等学校	徳島市
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）		
徳島県立城東高等学校 徳島県立城ノ内高等学校 徳島県立富岡東高等学校 徳島県立川島高等学校			(新設) 徳島県立城ノ内高等学校 徳島県立富岡東高等学校 徳島県立川島高等学校		

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正について

教育創生課

1 改正の理由

本県公立高等学校の全日制課程における普通科の通学区域制の見直しの一環として、徳島県立城東高等学校の通学区域を全県の区域とすることとし、令和3年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用することとしているところである。このことに伴い、高等学校の全日制課程における普通科の通学区域について所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

徳島県立城東高等学校の通学区域を徳島市（別表第1に規定）から全県の区域（別表第2に規定）に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日